

青森市斎場整備運営等事業 基本契約書(案) 新旧対照表

No	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	新	旧
1	4	第6条	第2項	第1号		特別目的会社運営に係る責任	S P Cは会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）上の株式会社であるところの <u>取締役会設置会社及び監査役設置会社</u> とすること。	S P Cは会社法（平成17年法律第86号。以下「会社法」という。）上の株式会社であるところの取締役会設置会社、監査役設置会社及び会計監査人設置会社とすること。
2	5	第6条	第10項			特別目的会社運営に係る責任	10 S P Cは、経営の健全性及び透明性を確保するために、会社法上作成が要求される各事業年度の決算期に係る事業報告と <u>監査済計算書類（会社法第435条第2項に規定される計算書類及びそれらの附属明細書をいう。）</u> を、その確定後3か月以内に市に提出するものとする。市は、必要があると認める場合、受領した書類の全部又は一部を公表することができるものとする。市は、受領した書類を確認し、疑義がある場合には、質問等を行うことができるものとする。	10 S P Cは、経営の健全性及び透明性を確保するために、会社法上作成が要求される各事業年度の決算期に係る事業報告とその附属明細書及び計算書類とその附属明細書並びに会計監査人の監査報告書を、その確定後3か月以内に市に提出するものとする。市は、必要があると認める場合、受領した書類の全部又は一部を公表することができるものとする。市は、受領した書類を確認し、疑義がある場合には、質問等を行うことができるものとする。
3	10	第16条	第3項			秘密保持等	3 事業者は、第1項に定めるほか、本事業の業務を遂行するに際して知り得た個人情報その他の情報の取扱いについて、 <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令等</u> を遵守する責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うとともに、S P Cにも同様の責務を負わせるものとする。	事業者は、第1項に定めるほか、本事業の業務を遂行するに際して知り得た個人情報その他の情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、青森市個人情報保護条例（平成17年青森市条例第27号）及び関係法令等を遵守する責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払うとともに、S P Cにも同様の責務を負わせるものとする。